

単品融資
で
安全設備

プレス機械による 災害を防止するために

単品融資
で
健康環境

プレス機械による金属の打抜きや折曲げなどの作業においては、適切な安全装置を取り付けていないと、①作業のリズム(調子)がみだれて誤って手を出したとき、②スイッチを切らずに材料の位置を直そうとしたとき、③クラッチの故障でスライドが二度落ちしたとき、④誤ってペダルを踏んだとき、などにスライドや金型に手をはさんだり、手指を切断するというような災害が発生するおそれがあります。

家内労働法及び家内労働法施行規則では、このような災害の発生を防止するために、委託者、家内労働者又は補助者が、それぞれ行わなければならないことや守らなければならないことについて、次のように定めています。

1 委託者が講じなければならない措置

(1) 委託している業務に関して、プレス機械を家内労働者に譲渡したり、貸与したりする場合には、次のことを行わなければならないことになっています。

イ 動力プレス機械については、動力プレス機械構造規格に適合していることを確認すること。

ロ プレス機械には、検定に合格した安全装置を取り付けること。

ハ プレス機械の歯車、フライホイール、ベルト及びシャフトの止め具などで、巻き込まれたり、かみ込まれたりするなど、作業者に危険を及ぼすおそれのある部分には、囲い、覆いを設けるなど必要な防護措置を講じること。

ニ 災害を防止するために必要な注意事項を記載した書面を家内労働者に交付すること(この書面に記載する事項は裏面にありますので、これを活用して下さい)。

(2) 満18才未満の家内労働者や補助者が、動力により駆動されるプレス機械の金型の調整や、そうじの業務に従事することとなるような委託をしないように努めなければなりません。

(3) 家内労働者や補助者が、災害防止のために安全装置その他の設備を設置しようとするときには、必要な援助を行うよう努めなければなりません。

2 家内労働者及び補助者が守らなければならない事項

(1) 委託者から、災害を防止するために必要な注意事項を記載した書面(例えば裏面)を交付されたときは、その書面を作業場の見やすい場所に掲示しておかなければなりません。

そして、この注意事項を守るように努めなければなりません。

(2) 満18才未満の者は、動力により駆動されるプレス機械の金型の調整やそうじをしないように努めなければなりません。

(3) 委託者以外の者から購入したプレス機械で、安全装置や防護装置など(1-(1)参照)がないものについては、安全装置を取り付けたり、覆いを設けたりするなど必要な措置を講じるよう努めなければなりません。

〈災害事例〉 家内労働者(女子、43歳)が、自動車部品の加工作業中、プレス機械の金型に置く部品の位置を手直ししていたところ、適切な安全装置を取り付けていなかったため、うっかりペダルを踏み、右手示指、中指、薬指の3本を第一関節からつぶした。

御利用下さい、単品融資制度。

単品融資制度は、換気装置、排気装置、プレスの安全装置に係る個々の安全設備の設置に必要な資金を家内労働者又は委託者に融資する制度です。

単品融資制度について、あるいは家内労働法についての御相談は下記へ。

労働基準局(貸金課)

労働基準監督署

※単品融資の正式な名称は、中小企業金融公庫等の「産業安全衛生施設等貸付」、国民金融公庫の「産業安全衛生整備資金貸付」です。

プレス作業の心得

- 一 プレス作業は、原則として金型の間に手を入れない方法により行うこと。
- 二 できるだけ安全プレスを使用し、少なくとも安全装置は使うこと。
- 三 安全装置は、常に有効な状態に保持すること。
- 四 小物のプレス作業には、適切なハサミ、ピンセット等の手工具を使用すること。
- 五 長物の連続打抜き作業には、最終端で手が金型部に入らないようにするためのガードを取り付けること。
- 六 足踏式のプレスは、できるだけ両手起動式に替えることが望ましい。なお、ペダルには覆いを付けること。
- 七 クラッチ、ブレーキその他制御のために必要な部分の機能を常に有効な状態に保持すること。
- 八 作業面は明るく（少なくとも百五十ルクス以上）して作業を行うこと。
- 九 修理、点検、給油などの作業は、機械の運転を止めてから行うこと。
- 十 その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行うこと。
 - イ クラッチ及びブレーキの機能
 - ロ クランクシャフト、フライホイール、スライド、コネクティングロッド及びコネクティングスクリューのボルトのゆるみの有無
 - ハ 一行程一停止機構、急停止機構及び非常停止装置の機能
 - ニ スライド又は刃物による危険を防止するための機構の機能
 - ホ プレス機械にあつては、金型及びホルスターの状態
 - ヘ シャーにあつては、刃物及びテーブルの状態
 - 十一 一年を越えない一定の期間ごとに、次の事項について検査を行うこと。
 - イ クランクシャフト、フライホイールその他動力伝達装置の異常の有無
 - ロ クラッチ、ブレーキその他制御系統の異常の有無
 - ハ 一行程一停止機構、急停止機構及び非常停止装置の異常の有無
 - ニ スライド、コネクティングロッドその他スライド関係の異常の有無
 - ホ 電磁弁、圧力調整弁その他空圧系統の異常の有無
 - ヘ 電磁弁、油圧ポンプその他油圧系統の異常の有無
 - ト リミットスイッチ、リレーその他電気系統の異常の有無
 - チ ダイクッション及びその附属機器の異常の有無
 - リ スライドによる危険を防止するための機構の異常の有無